

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

### 相模原市条例第 3 1 号

#### 相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「附則第 7 項」を「第 3 の 6 又は附則第 7 項」に、「について」を「を例による基準告示第 3 の 6 に規定する特定理学療法士等(以下この項及び次項において「特定理学療法士等」という。)又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「おける」の次に「当該特定理学療法士等及び」を加える。

附則第 7 項中「附則第 8 条」を「第 5 条第 3 項の表備考第 5 号又は附則第 8 条」に、「例による基準省令第 5 条第 3 項の表備考第 1 号」を「同表備考第 1 号」に改め、「者を」の次に「特定理学療法士等又は」を、「おける」の次に「当該特定理学療法士等及び」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。